

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部住宅政策課（住宅政策グループ） (06-6208-9637)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	マンション建替事業における個人施行者のした処分の取消し・変更・停止又は工事の中止・変更等の命令
概要	マンションの建替え等の円滑化に関する法律は、複数の区分所有者が存在するマンションの建替えを円滑に進めるため、建物の区分所有等に関する法律に基づいて管理組合の集会において建替えの実施を決定（建替え決議）した後の具体的な建替事業の主体や事業方法等について規定したものです。 この法律に基づき、市長は、個人施行者の施行する建替事業について、その事業または会計がこの法律もしくはこれに基づく行政庁の処分、規準、規約、事業計画、権利変換計画に違反すると認めるときは、個人施行者に対し、その違反を是正するために必要な限度において、個人施行者のした処分の取消し・変更・停止、個人施行者のした工事の中止・変更、その他必要な措置を命ずることができます。
根拠法令等 及び条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律第99条第1項
処分基準	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 （個人施行者に対する監督） 第九十九条 都道府県知事等は、個人施行者の施行するマンション建替事業につき、その事業又は会計がこの法律若しくはこれに基づく行政庁の処分又は規準、規約、事業計画若しくは権利変換計画に違反すると認めるときは、その監督上必要があるときは、その事業又は会計の状況を検査し、その結果、違反の事実があると認めるときは、その施行者に対し、その違反を是正するため必要な限度において、その施行者のした処分の取消し、変更若しくは停止又はその施行者のした工事の中止若しくは変更その他必要な措置を命ずることができる。 （第2項～第4項 省略）
ホームページ	
備考	